

上峰町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R4年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R2年度の人件費率
R3年度	人 9,711	千円 14,445,063	千円 178,567	千円 698,032	% 4.83	% 5.21

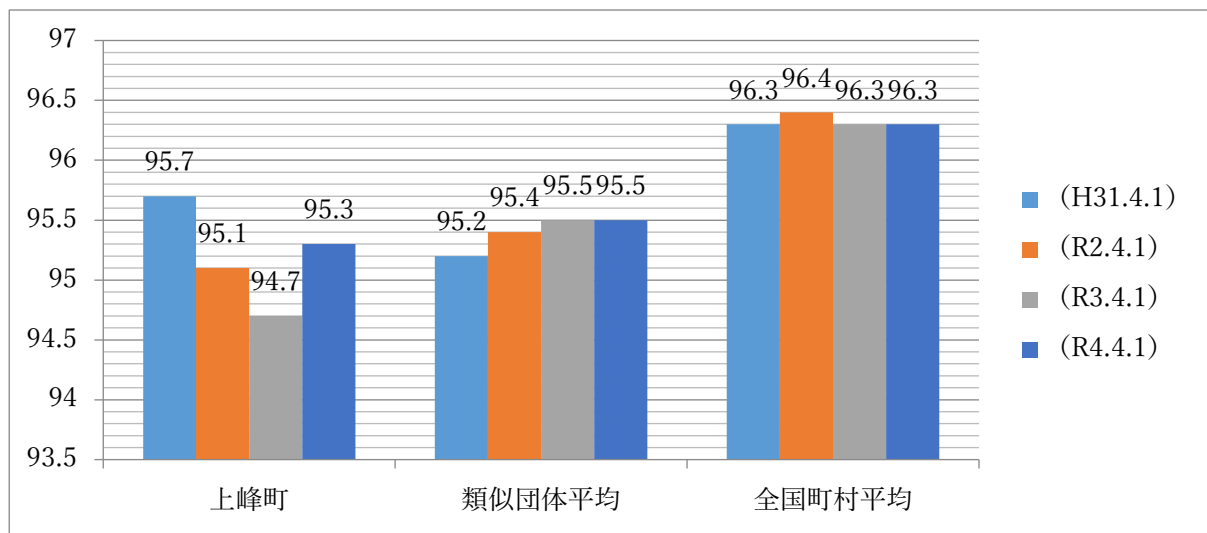
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
R3年度	人 84	千円 276,326	千円 46,746	千円 98,809	千円 421,881

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)〇〇〇 平均一人当たり給与費
千円 5,022	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基

づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

本町は、人事委員会を設置していないので省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

給料表の見直し	実施
給料表の改正時期	平成28年4月1日
使用する給料表	佐賀県人事委員会勧告による給料表
内容	一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ改定
高年齢層の減額措置	55歳超えかつ6級の職員の1.5%減額はH28年度末に廃止
俸給表改定激変緩和措置	平成27年3月31日現在の給料額を経過措置として2年実施
他の給料表の取り扱い	他の給料表は、一般行政職との均衡を踏まえ実施

② 地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当は、国と同様に見直しを平成27年4月1日実施。

単身赴任手当の支給なし。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上峰町	40.5 歳	271,278 円	316,102 円	307,305 円
佐賀県	41.2 歳	316,483 円	382,729 円	341,848 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
類似団体	41.7 歳	299,599 円	348,460 円	325,472 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年 齢 (歳)	職 員 数 (人)	平均給料 月 額 (円)	平均給与 月 額 (A) (円)	平均給与 月 額 (国ベース) (円)	対応す る民間 の類似 職種	平均 年 齢	平均給与 月 額 (B) (円)	A/B
上峰町	58.4	4	272,400	289,086	286,561	—	—	—	—
うち用務員	62.1	2	207,200	210,857	208,857	用務員	49.1	236,600	89.12%
佐賀県	55.5	66	317,334	352,413	327,950	—	—	—	—
国	51.1	2,114	286,570	—	328,416	—	—	—	—
類似団体	50.2	3	275,864	304,783	287,390	—	—	—	—
区 分	参 考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員(C)		民間(D)						
上峰町	—		—		—				
うち用務員	4,464,267 円		3,187,900 円		140.04%				

(注) 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)

(注) 技能労務書の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

(注) 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分		上峰町	佐賀県	国
一般行政職	大 学 卒	175,800円	182,900円	182,200円
	高 校 卒	154,700円	150,700円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	161,700円	148,000円	—
	中 学 卒	—	139,800円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和4年4月1日現在)

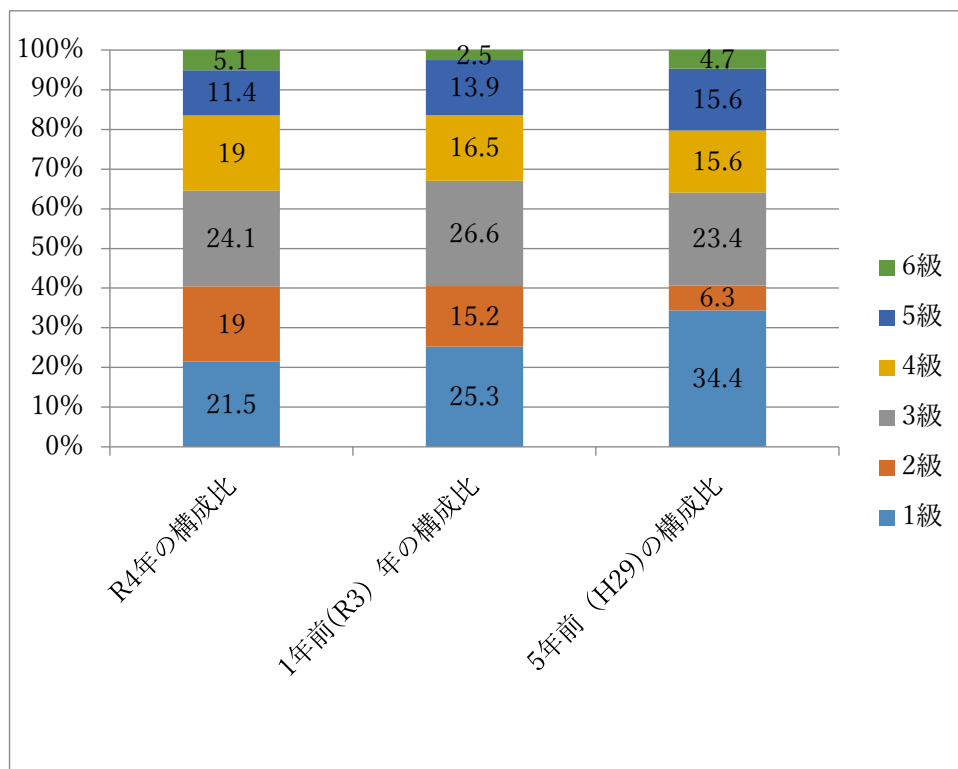
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	241,900 円	328,700 円	366,500 円	374,400 円
	高 校 卒	217,900 円	288,700 円	322,000 円	368,100 円
技能労務職	高 校 卒	220,900 円	272,900 円	302,300 円	315,600 円
	中 学 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

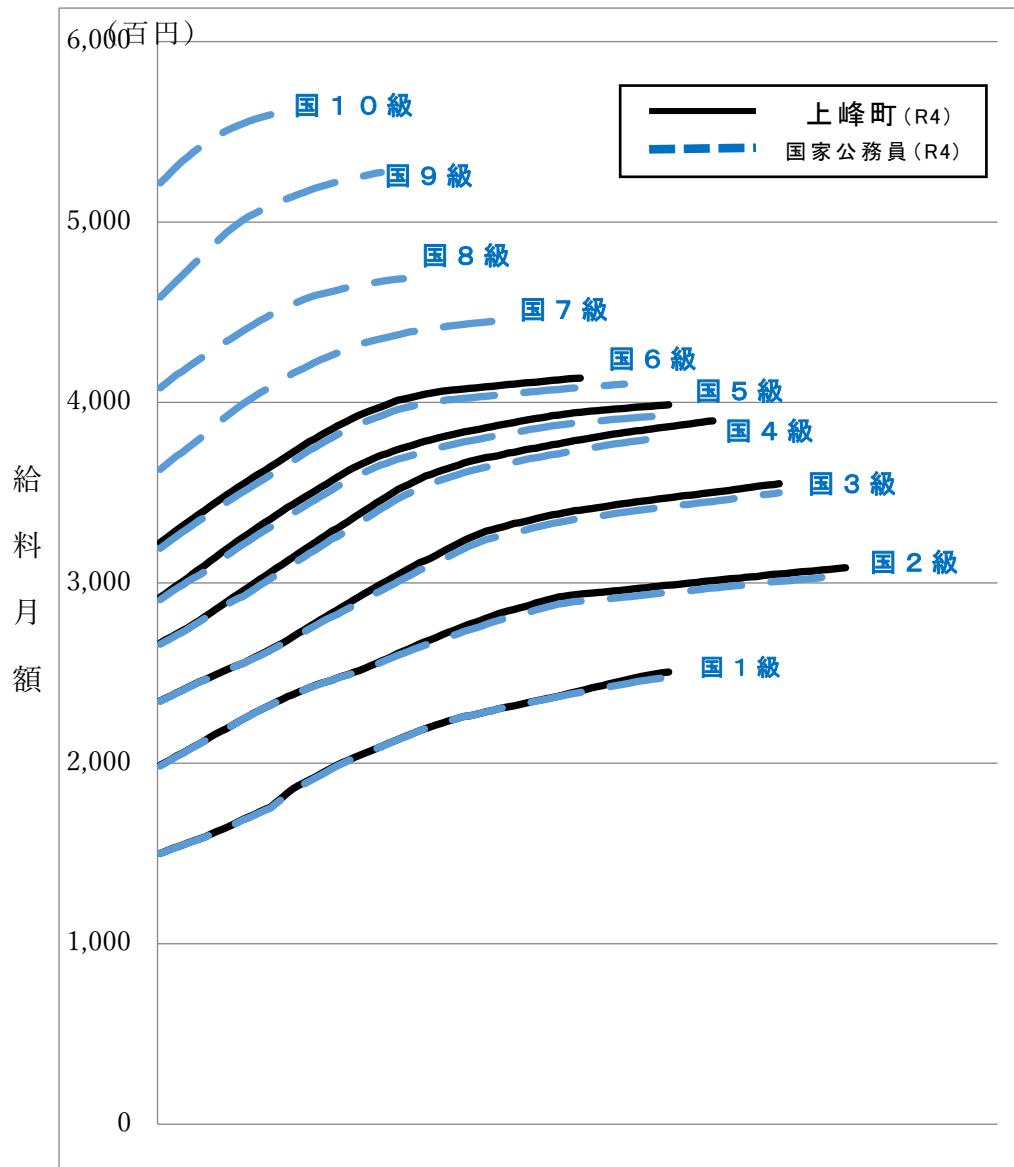
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
○6 級	・高度な知識、経験を有する課長の職務	4人	5.1%	322,400円	413,500円
○5 級	・課長の職務 ・課長に相当する特に困難な職務を所掌する副課長の職務	9人	11.4%	292,100円	398,700円
○4 級	・困難な職務を所掌する副課長の職務 ・特に困難な職務を担当する係長及び主幹の職務	15人	19.0%	266,700円	389,800円
○3 級	・困難な職務を担当する係長の職務 ・主幹の職務 ・係長の職務 ・主査の職務	19人	24.1%	234,600円	355,000円
○2 級	・主任の職務	15人	19.0%	199,000円	308,400円
○1 級	・主事の職務 ・主事補の職務	17人	21.5%	150,100円	250,600円

- (注) 1 上峰町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年４月１日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和４年４月２日から令和５年４月１日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ． 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上峰町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(R3年度) 1,165千円	1人当たり平均支給額(R3年度) 1,571千円	—
(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	(R3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級:5% 4・5・6級:10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

上峰町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.70900月分 最高限度額 47.709月分 47.70900月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2~20%)) 1人当たり平均支給額 ー千円 0千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2~45%))

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和４年４月１日現在）

地域手当の支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和３年度決算）			０千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			０円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）			０.０％	
手当の種類（手当数）			２	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和元年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫 作業手当	右記業務に従事 した職員	感染症防疫作業	０千円	日額１,０００円
行旅病人又 は行旅死亡 人取扱手当	右記業務に従事 した職員	行旅病人若しくは 行旅死亡人の身元 の確認、現場検査 立会、収容作業等	０千円	行旅病人取扱手当 １件２,０００円 行旅死亡人取扱手当 １件２,０００円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和３年度決算）	２０,１０２ 千円
職員１人当たり平均支給額（令和３年度決算）	３０９ 千円
支給実績（令和２年度決算）	１６,０１６ 千円
職員１人当たり平均支給額（令和２年度決算）	２４６ 千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和４年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（令和３年度決算） 支給実績	（令和２年度決算） 平均支給年額 支給職員１人当たり
扶 養 手 当	配偶者 ６,５００円 扶養親族１人につき １０,０００円 （１６歳から２２歳までの子 １人につき ５,０００円加算）	同じ		６,０１１ 千円	１９３,３７７円
住 居 手 当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） ２７,０００円	異なる	支給限度額が少額	６,９０４ 千円	１７２,７９２円
通 勤 手 当	交通機関利用者（支給限度額） ５５,０００円 自家用車等利用者（距離に応じて）２,０００円～２４,５００円 （通勤距離片道２km未満は支給なし）	異なる	支給額が少額	１,９７６ 千円	２７,７２１円
管理職手当	課長級 ３５,０００円 副課長級 ２０,０００円	異なる	定額制	８,０４０ 千円	２７９,６０８円

5 特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	709,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 町 長		850,000円／505,800円
報 酬	議 長	589,000円	710,000円／473,100円
	議 長	329,000円	360,000円／205,000円
	副 議 長	266,000円	300,000円／175,000円
期 末 手 当	議 員	246,000円	280,000円／155,000円
	町 長	(令和３年度支給割合) 3.25月分	
退 職 手 当	副 町 長	(令和３年度支給割合) 3.25月分	
	議 長	(算定方式)	(１期の手当額) (支給時期)
	副 議 長	給料月額×在職1年につき×支給率(500/100)	14,180,000円 任期毎に支給
備 考	町 長	給料月額×在職1年につき×支給率(294/100)	6,926,640円 任期毎に支給
	副 町 長		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

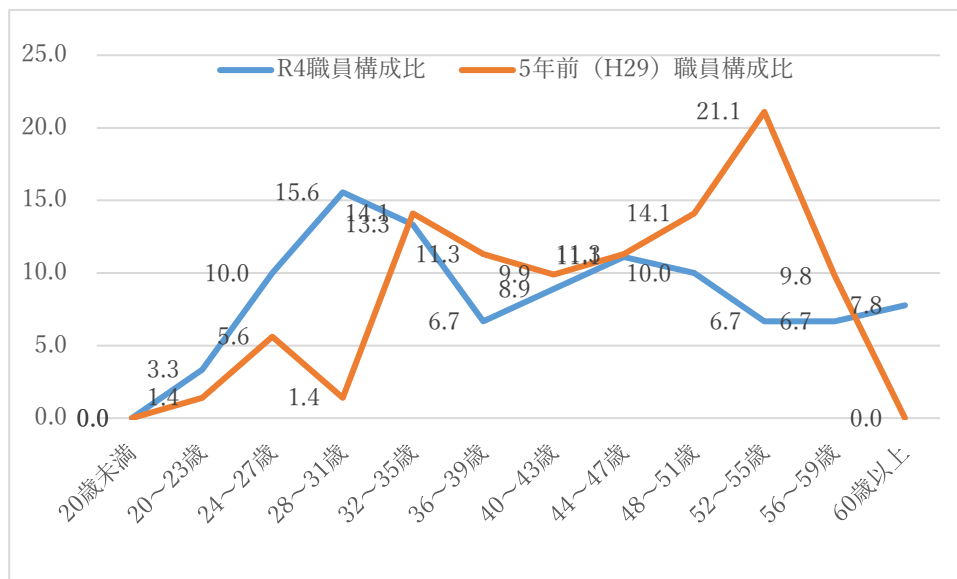
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和3年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	欠 員 不 補 充 欠 員 不 補 充 業 務 増 に よ る 増 員
		総 務	25	25	0	
		税 務	7	7	0	
		民 生	12	12	△ 1	
		衛 生	8	9	△ 1	
		農 林 産 水 土 木	8	6	2	
		6	6	0		
		68	68	67	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 68.99 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 114.77 人)
	教 育 部 門	14	17	△ 3	欠 員 不 補 充	
	小 計	81	84	△ 3	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 83.41 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 136.25 人)	
公 営 計 企 業 部 門 等	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	5	5	0		
	小 計	6	6	0		
合 計			88 [91]	90 [91]	△ 3	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	14人	12人	6人	8人	10人	9人	6人	6人	7人	90人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	59	65	67	66	67	68	9(15.3%)
教育	16	16	17	15	17	14	△2(△12.5%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計	75	81	84	81	84	82	7(9.3%)
公営企業等会計計	6	7	7	6	6	6	0(0%)
総合計	81	88	91	87	90	88	7(8.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R元年度の総費用に占 める職員給与費比率
R3年度	千円 206,148	千円 41,272	千円 0	% 0	% 0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R3年度	人 1	千円 3,015	千円 157	千円 1,151	千円 4,323	千円 4,323	千円 5,488

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和 4 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上峰町	41.3歳	271,328円	459,758円
団体平均	41.7歳	299,599円	348,460円
事業者	一歳		一円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上峰町	上峰町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,152千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,165千円
（令和3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 1.9月分 (1.35)月分 (0.9)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3級：5% 4・5・6級：10%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

上峰町	上峰町（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 一円 一円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 一千円 一千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

地域手当の支給なし

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	0千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	0円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	0.0%			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業	0千円	日額1,000円
行旅病人又は行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅病人若しくは行旅死亡人の身元の確認、現場検査立会、収容作業等	0千円	行旅病人取扱手当 1件2,000円 行旅死亡人取扱手当 1件2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度）	85千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	85千円
支給実績（令和2年度）	127千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	127千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般職の制度との異同	一般職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 10,000円 (16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算)	同じ	—	120千円	10,000円
住居手当	持家 支給なし 借家・借間（支給限度額） 27,000円	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	交通機関利用者（支給限度額） 55,000円 自家用車等利用者（距離に応じて）2000円～24,500円 (通勤距離片道2km未満は支給なし)	同じ	—	24千円	24,000円
管理職手当	課長級 35,000円 副課長級 20,000円	同じ	—	0千円	0円